

「契約者承継届の書類申請」ができないケース

- 現在の契約者が満 20 歳未満の場合
- 新しい契約者が「生協の組合員の方」、「組合員と同一世帯にお住まいの方」のどちらでもない場合
- 新しい契約者が現在の契約者と異なる生協に加入されている場合
- 新しい契約者が「被共済者本人」、「被共済者と同一生計の 2 親等以内の親族」のどちらでもない場合
- 新しい契約者が満 20 歳未満の場合

「住所変更の申請」ができないケース

- ご加入の生協が変更となる住所変更

「掛金振替口座変更届の書類申請」ができないケース

- ご加入の生協での口座変更手続が必要な場合（お取り扱いには生協によって異なります。なお、当サービスでお取り扱いできない場合は、契約照会画面にてご案内しております。）

「事故（ケガ）通院共済金請求書の書類申請」ができないケース

- 共済金支払対象とならない場合
 - 「ケガ（不慮の事故）」に該当しない場合
 - ※「ケガ（不慮の事故）」の条件は以下の 3 つです
 - 1. 急激性（突発的なできごと）
 - 2. 偶然性（予測されないできごと）
 - 3. 外因性（原因が被共済者の身体の外部から作用した時）
- [詳しい内容につきましてはこちらをご覧ください。](#)
- ケガ通院保障のある《たすけあい》の以下のコースにご加入でない場合
 - ケガをした日が、《たすけあい》の以下のコースの加入申込日以前の場合

ジュニア	J1000円	J1600円	J1900円	J2000円
女性	L2000円	L3000円	L4000円	
医療	V1000円	V2000円	V4000円	
ケガ通院	C1000円	C1600円		

- 通院途中の請求である場合（通院終了後に、当サービスをご利用ください。）
- 入院共済金の請求がある場合
- 手術共済金の請求がある場合
- 通院日が 51 日以上の場合
- 通院した病院数が 16 病院以上の場合
- 通院した病院数が不明な場合
- 健康保険適用外の治療（公費負担または交通事故での治療を除く）の場合
- 医療機関名・全通院日の日付・通院者名が確認できる書類がお手元にない場合
- 先進医療特約対象治療の場合

「《あいふらす》の割戻金の請求」ができないケース

- 解約や満期のお手続きをされている場合
- ご加入（更改加入含む）直後で割戻金が付与されていない場合
- 掛金を一時払いでお支払いいただいている場合
- 契約者が満 20 歳未満の場合